

「社会環境整備部会」への付託事項について

「北海道青少年健全育成条例」(抜粋)

(所掌事項)

第46条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、青少年の健全な育成に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(諮問等)

第54条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の意見を聴かななければならない。

ただし、第2号に掲げる場合で緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 第9条第1項(基本計画)の規定による基本計画の策定(基本計画の変更を含む。)をしようとするとき。

- (2) 第15条第1項 (有害興行の指定)

第16条第1項第3号(有害図書類の個別指定)

第19条第1項第4号(有害がん具類の個別指定)

第20条第1項 (有害刃物の指定)

第22条第1項第3号(有害広告物の個別指定)

の規定による指定をしようとするとき。

- (3) 第16条第1項第1号(有害図書類の包括指定の写真又は図画の基準)

第16条第1項第2号(有害図書類の包括指定の場面の基準)

第19条第1項第1号(有害がん具類の包括指定の形状、構造又は機能の基準)

第20条第1項 (有害刃物の基準)

第22条第1項第1号(有害広告物の包括指定の写真又は図画の基準)

第37条第1項第3号(深夜立入禁止施設(設備を設けて、客に遊戯又はスポーツを行わせる営業))

の規定により規則を定めようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで指定をしたときは、すみやかにその旨を審議会に報告しなければならない。

■ 「社会環境整備部会」への付託事項

条例第54条第1項第2号及び第3号にかかる事項について審議を付託する。